

ID: 127

担当部署: 商工観光課

処分の概要	更新の許可		
例規名 根拠条項	大河原町地方卸売市場条例 第5条第3項		
例規番号	昭和49年条例第18号		
<p>【基準】</p> <p>第5条の規定による。 (許可の有効期間)</p> <p>第5条 前条第1項の許可の有効期間は5年とする。</p> <p>2 前条第2項の許可の有効期間は1年とする。</p> <p>3 許可の有効期間満了後引き続き使用しようとするときは、許可の有効期間満了の日の60日前までに、規則の定めるところにより更新の許可を受けなければならない。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年7月5日	最終変更年月日	年 月 日